

その他省エネ・節電設備改修（事業所）

【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

要件

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター
- ・（財）省エネルギーセンター
- ・東京都に登録された地球温暖化ビジネス事業者

以上いづれかが実施する「省エネルギー及び節電診断」に基づき導入する省エネルギー・節電設備の改修であること。

申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】（第 1-3 号様式）	
添付書類	② 見積書の写し（対象部分の内訳がわかるもの）
	③ 設置場所を示す平面図
	④ 型番のわかるパンフレットやカタログ等の写し
	⑤ 補助要件を満たすことがわかる書類 （診断の報告書の写し）
	⑥ 施工前の現況カラー写真
	⑦ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物の所有者の対象機器等導入にかかる同意書

上記の書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者の場合	⑧ 令和 6 年度特別区民税・都民税納税証明書の原本 （令和 6 年 1 月 2 日以降の転入者は前住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書）の原本 ⑨ 設置する建物の登記簿謄本の原本⑩ 確定申告書の写し又は営業証明書の原本等
法人等の場合	⑧ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書（非課税の場合は滞納がないことを証する書類）の原本 ⑨ 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の原本 ⑩ 設置する建物の登記簿謄本の原本（設置する建物が本社（店）以外の場合のみ）

※場合によっては、その他区長が必要と認めるものの提出を求めることがあります。

完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第 5-1 号様式）	
② かつしかエコ助成金交付請求書（第 8 号様式）	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し（通帳・キャッシュカード等）
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書又は内訳書*の写し *申込時に提出済の「見積書」と「領収書」の金額に相違がない場合、領収書本書のみで内訳書は不要です。
	⑤ 施工後及び型番のわかるカラー写真